処遇改善加算を取得していない訪問介護事業所の皆さまへ

※入れ違いでの送付となりましたらご容赦ください

処遇改善加算の取得がとても簡単になりました

全事業所の9割超がすでに処遇改善加算を取得済みです。 未取得の事業者様は、この機会にぜひ手続きをしてください。

介護現場で働く方の処遇改善のため、令和6年6月から、 処遇改善加算がわかりやすく・取得しやすくなりました。 加算額の配分 対象についての 要件などを 大きく緩和!

現在処遇改善加算を取得していない事業所では、 新しい「処遇改善加算皿」(<u>訪問介護では加算率18.2%</u>)の取得が、 簡単でおすすめです。



事業所のメリット

職員の**満足度UP!** 新規採用・定着促進 に役立つ!

職員のメリット

介護職員1人当たり

月額 4 万円以上の

処遇改善が可能!



なじみの職員が働き続けられる環境の整備を 通じて、人手不足を心配せず、良質なサービ スを受け続けられることにつながります



裏面の「手順」にしたがって、 別紙①の計画書を作成し、自治体に提出ください!



加算取得の手順

ステップ

Ŋ

別紙①の書類を作成

電子申請を行う場合:

右下の二次元コードから 様式のExcelファイルをダウンロード 様式の記入に 入力時間 1時間

3分の1

ステップ

2

市区町村窓口※に、別紙①を郵送またはFAXで送信

※別紙①に提出先を記載してあります

電子申請を行う場合:各自治体のHPから提出先をチェック

令和6年6月分から取得する場合の締切: 6月15日

⇒提出後、必要があれば自治体から折り返します

(できるだけ早期のご提出が確実です)

ステップ

3

6月分から処遇改善加算Ⅲが算定可能に。 介護報酬の請求の際、あわせて加算も請求

ステップ

6月分の加算額は8月に振り込み。 加算額をもとに、職員の賃金改善をお忘れなく!

令和6年5月分から取得する場合や、処遇改善加算Ⅲ以外の加算区分を取 得する場合:右下の二次元コードからExcelファイルをダウンロードし、 記入方法の解説動画を参考に、作成・提出してください (5月分から取得する場合の締切:5月15日)

ご不明点やご相談は専用窓口にお気軽にお電話ください 土日もご利用いただけます

厚生労働省 相談窓口

050-3733-0222 9:00~18:00(土日含む)



もっと詳しく知りたい方へ

制度や届出書類の詳細は、厚生労働省HPをご覧ください Q 介護職員 処遇改善

		_					
送付先			FA	X	送作	寸用 (全2	別紙(
FAX番号		郵送の					
電話番号		場合の 送付先					
	_{モー} 哉員等処遇	 改姜加質	 1 奶遇改	善計画	i書	(王度)
1. 基本情報		-51 <u>-</u> 1	, , , , , ,	. — н. —		(- -	
介護保険 事業所番号	指定権者名	事業所の	の所在地	1単位の 単価[円]		加算等を除く 立数[単位/月]	記入方法は
子 水/// 田 · J				1 1121 33	40 1		別紙②を確 認ください
							!
サービス名		事業所名		新加算0	区分	加算率	
訪問介護				Ш		18. 2%	
_2. 賃金改善の要	件			_			
加算の見込額(年初	額)		円	··· ①]	⊘ 1+0	シャトマキス	- L
賃金改善の見込額	(年額)		円	②]	(S)14(①以上である) <u> </u>
①のうち新加算Ⅳ	の1/2相当の見	込額 しんしゅう	円	③	(A) 1+(③以上である	- L
②のうち月額での1	賃金改善の見込	⊻額	円	④ _	4)14(SMT CW &) <u> </u>
3. その他の要件							
・ 以下のそれぞれの						- //- //- \	
(1) 任用要件の整備)仕用におけ	「る職位、職	貢乂は職	務囚名	ド等の要件)	
	中に定める予算						
(2) 賃金体系の整f 「		職責又は職	は務内容等に	応じた賃	金体系	₹)	
□ 令和6年度	中に定める予算	定(⇒別紙⑤	③(提出不要	シをご記	新用く <i>†</i>	ださい。)	
(3) 研修計画の策! ・ 研修機会の	定ならびに研修 提供又は技術打						
	ための支援を		_,				
	いる 中に行う予定	(⇒別紙③	(提出不要)	をご活用	引くだる	さい。)	
(4) 昇給の仕組み(資格等に応	じた昇給又	は定期昇	給の仕	上組み) 【新	加算皿のみ】
【 <mark>─</mark> 既に行って	いる 中に行う予定	(⇒別紙③	(提出不要)	をご活用	引くだる	さい。)	
参考1の職場環境	竟等の改善の取	組のうち、	いずれか 1 ′	⊃以上に [:]	チェッ	ク(✔)を	入れてください。
4. 確認事項 以	下の内容につい	ヽて内容を確	鰘認し、すべ	てにチェ	ック	(✔) を入れ	てください。
処遇改善加算等とまた、処遇改善加							
	災害補償保険	去、最低賃金	法、労働安全			<u> </u>	の労働に関する法令
労働保険料の納た							

本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。

上記の記載内容・確認事項の内容に間違いありません。 記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。

令和 年 月 日 法人名

代表者 職名 氏名

E-mail

事業者・書類作成者の基本情報

法人名	フリガナ 名称		法人 住所	T	-		
法人	職名	書類	フリガナ			電話番号	

氏名

参考1 職場環境等の改善の取組

代表者 氏名

(以下に掲げる24の取組のうち、全体で1つ以上の取組にチェック(✓)を入れてください。)

作成者

区分	内容
11/5-16	法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの 明確化
入職促進 に向けた取	事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
組	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採 用の仕組みの構築
	職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向 上やキャリ	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い 介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中 堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
アアップに	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
向けた支援	エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
	上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の 確保
- 1 + 1m	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託 児施設の整備
両立支援・ 多様な働き 方の推進	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した 非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
力の推進	有給休暇が取得しやすい環境の整備
	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
嗎 <i>点 ‡</i>	介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機 器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
腰痛を含む 心身の健 康管理	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
冰日生	雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
大安州 台	タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
生産性向上のための業務が	高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化
の業務改 善の取組	5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躾の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
14.11.4.81.	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏ま えた勤務環境やケア内容の改善
やりがい・ 働きがいの 醸成	地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流 の実施
日表 八人	利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供



記入方法

FAX番号	XXX-XXX-XXXX
電話番号	XXX-XXX-XXXX

郵送の 場合の 送り先

TXXX-XXXX 000000

介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書(令和6年度)

B には、1月あたりの介護報酬総単位数として見込まれる単位数(処遇改善加算等を含まない。)を、前年1月から12月までの1年間の介護報酬総単位数を12で除するなどの適当な方法によって推計し、記載してください。

<u>A</u>に「1単位の単価」があらかじめ印字されていない場合は、 裏面の一覧から当てはまるものを記入してください。

1. 基本情報

A



C

介護保険 事業所番号	,	指定権者名	事業所の	の所在地	1単位の 単価[円]	処遇加算等を除く 総単位数[単位/月]
123456789	90	札幌市	北海道	函館市	10. 21	225, 000

|記入方法は| |別紙②を確| |認ください|

サービス名	事業所名	新加算の区分	Ш
訪問介護	○○ケアセンター	加算率	18. 2%
	•		

本様式は、処遇改善加算を未取得の訪問介護事業所が対象です。ただし、**総合事業の訪問型サービス**で、1 単位の単価が訪問介護サービスと同じ場合には、同じ様式で申請いただけます(「サービス名」は「訪問介護」のままで可)。ただし、総合事業の指定権者・提出先は各市町村となりますので、提出もれがないようご注意ください。

①には、次の額を計算して記入してください。

① = $A \times B \times C \times 10$ (か月) *

※10か月 ⇒ 令和6年6月~令和7年3月

②には、①の加算額以上となるような賃金改善の見込額を事業所で設定し、記入してください。

2. 賃金改善の要件

<u> </u>			. v
加算の見込額(年額)	4,180,995	円	··· ①
賃金改善の見込額(年額)	4,200,000	丑	2
①のうち新加算Ⅳの1/2相当の見込額	1,665,506	円	··· 3 ~
②のうち月額での賃金改善の見込額	1,750,000	円	4

③には、次の額を計算して記 入してください。

③ = A×B×14.5%
×1/2×10 (か月)

④には、③の見込額以上となるような**月給での**賃金改善の見込額を事業所で設定し、記入してください(**令和7年度以降**に必須となる要件)。

ただし、令和6年度中は、④が③以上とならなくても差し支えありません。

A「1単位の単価[円]」一覧(訪問介護)

北青岩宮 秋山福茨海 森手城 田形島城 県県県 県県県県	札幌の地域 全全域 市域 市 では では では では では では できる では できる では できる	10. 21 10. 00 10. 00 10. 42 10. 42 10. 00 10. 00 10. 00 10. 00 10. 70 10. 70 10. 70 10. 70 10. 70 10. 70
岩手県 宮城県 秋田県 田県県 福島県	全域 全域 を域 を全域 を全域域 を全域域 を全域域 を全域域 を全域域 を	10. 00 10. 00 10. 42 10. 42 10. 00 10. 00 10. 00 10. 84 10. 70 10. 70 10. 70 10. 70 10. 70
岩手県 宮城県 秋田県 田県県 福島県	全域 仙多の地 全域域 全域域 全域域 全域域 全域域 全域域 中水日龍取つ守手く谷浦市市 市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	10. 00 10. 42 10. 42 10. 00 10. 00 10. 00 10. 84 10. 70 10. 70 10. 70 10. 70 10. 70 10. 70
秋田県 山形県 福島県	多賀城市 そ域 全域 全域 全域 大戸立ケ市市 市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市市	10. 42 10. 00 10. 00 10. 00 10. 00 10. 84 10. 70 10. 70 10. 70 10. 70 10. 70
山形県 福島県	その他地域 全域 全域 全域 中水戸立 中水日龍取つ 市市市 市 で 市市市市 で で で で で で で で で で で で で	10. 00 10. 00 10. 00 10. 84 10. 70 10. 70 10. 70 10. 70 10. 70 10. 70
山形県 福島県	全域 全域 生 生 次 中 水 戸 立 か 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市	10. 00 10. 00 10. 00 10. 84 10. 70 10. 70 10. 70 10. 70 10. 70 10. 70
福島県	全域 牛久市 水戸市 日立市 龍ケ崎市 取手市 つ谷市 土浦市 古河市	10. 00 10. 84 10. 70 10. 70 10. 70 10. 70 10. 70 10. 70
	牛久市 水戸市 日立市 龍ケ崎市 取手市 つくば市 守治市 土浦市	10. 84 10. 70 10. 70 10. 70 10. 70 10. 70 10. 70
火 -火-火-火-火-火-火-火-火-火-火-火-火	水戸市 日立市 龍ケ崎市 取手市 つくば市 守谷市 土浦市 古河市	10. 70 10. 70 10. 70 10. 70 10. 70 10. 70
	日立市 龍ケ崎市 取手市 つくば市 守谷市 土浦市 古河市	10. 70 10. 70 10. 70 10. 70 10. 70
	龍ケ崎市 取手市 つくば市 守谷市 土浦市 古河市	10. 70 10. 70 10. 70 10. 70
	つくば市 守谷市 土浦市 古河市	10. 70 10. 70
	守谷市 土浦市 古河市	10. 70
	土浦市 古河市	10.70
		10. 42
		10. 42
	利根町	10. 42 10. 21
	結城市 下妻市	10. 21
	常総市	10. 21
	笠間市	10. 21
	ひたちなか市	10. 21 10. 21
	那珂市 筑西市	10. 21
	坂東市	10. 21
	稲敷市	10. 21
	つくばみらい市	10. 21
	大洗町 阿見町	10. 21 10. 21
	河内町	10. 21
	八千代町	10. 21
	五霞町	10. 21 10. 21
	境町 その他地域	10. 21
栃木県	宇都宮市	10. 42
	野木町	10. 42
	版木市 鹿沼市	10. 21 10. 21
	日光市	10. 21
	小山市	10. 21
	真岡市	10. 21
	大田原市さくら市	10. 21 10. 21
	下野市	10. 21
	壬生町	10. 21
 群馬県	その他地域	10. 00 10. 42
矸质乐	高崎市 前橋市	10. 42
	伊勢崎市	10. 21
	太田市	10. 21
	渋川市 榛東村	10. 21 10. 21
	吉岡町	10. 21
	玉村町	10. 21
埼玉県	その他地域 さいたま市	10. 00 11. 05
에 그 게	朝霞市	10. 84
	志木市	10. 84
	和光市	10.84
	川口市 草加市	10. 70 10. 70
	戸田市	10. 70
	新座市	10. 70
	八潮市 ふじみ野市	10. 70 10. 70
	川越市	10. 70
	行田市	10. 42
	所沢市	10. 42 10. 42
	飯能市 加須市	10. 42
	東松山市	10. 42
	春日部市	10. 42
	狭山市 羽生市	10. 42 10. 42
	鴻巣市	10. 42
	上尾市	10. 42
	越谷市	10. 42 10. 42
	蕨市	10. 42
	入間市	
	入間市 桶川市	10. 42
	桶川市 久喜市	10. 42 10. 42
	桶川市 久喜市 北本市	10. 42 10. 42 10. 42
	桶川市 久喜市	10. 42 10. 42
	桶川市 久喜市 北本市 富士見市 三郷市 蓮田市	10. 42 10. 42 10. 42 10. 42 10. 42 10. 42
	桶川市 久喜市 北本市 富士見市 三郷市 蓮田市 坂戸市	10. 42 10. 42 10. 42 10. 42 10. 42 10. 42 10. 42
	桶川市 久喜市 北本市 富士見市 三郷市 蓮田市 坂戸市 幸手市	10. 42 10. 42 10. 42 10. 42 10. 42 10. 42 10. 42 10. 42
	桶川市 久喜市 北本市 富士見市 三郷市 蓮田市 坂戸市	10. 42 10. 42 10. 42 10. 42 10. 42 10. 42 10. 42
	桶川市久九京本市三郷市市蓮田戸市市幸島川市市吉山岡市白岡市	10. 42 10. 42
	桶月 八本 本 本 本 本 一 本 一 本 一 本 一 本 一 本 一 本 一 一 本 一 一 市 一 市 一 市 一 市 一 市 一 市 市 一 市 市 一 市 市 市 一 市 市 一 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市	10. 42 10. 42
	桶 外 本 主 郷田 戸 手 の 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	10. 42 10. 42
	桶月 八本 本 本 本 本 一 本 一 本 一 本 一 本 一 本 一 本 一 一 本 一 一 市 一 市 一 市 一 市 一 市 一 市 市 一 市 市 一 市 市 市 一 市 市 一 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市	10. 42 10. 42

都道府県	市区町村	単価
埼玉県	深谷市 日高市	10. 21
	<u>日高巾</u> 毛呂山町	10. 21
	越生町	10. 21
	滑川町	10. 21
	川島町 吉見町	10. 21
	鳩山町	10. 21
	寄居町	10. 21
 千葉県	その他地域 千葉市	10.00
1 未木	浦安市	11. 05
	船橋市	10.84
	成田市	10.84
	習志野市 市川市	10. 84
	松戸市	10. 70
	佐倉市	10. 70
	市原市 八千代市	10. 70
	四街道市	10. 70
	袖ケ浦市	10. 70
	印西市 栄町	10. 70 10. 70
	木更津市	10. 70
	野田市	10. 42
	茂原市	10.42
	柏市 流山市	10. 42 10. 42
	我孫子市	10. 42
	鎌ケ谷市	10. 42
	白井市	10. 42 10. 42
	酒々井町 東金市	10. 42
	君津市	10. 21
	富津市	10. 21
	八街市 富里市	10. 21
	山武市	10. 21
	大網白里市 長柄町	10. 21
	長南町	10. 21
	その他地域	10.00
東京都	千代田区 中央区	11. 40 11. 40
	港区	11. 40
	新宿区	11. 40
	文京区 台東区	11. 40 11. 40
	墨田区	11. 40
	江東区	11.40
	品川区 目黒区	11. 40 11. 40
	大田区	11. 40
	世田谷区	11.40
	渋谷区 中野区	11. 40
	杉並区	11. 40
	豊島区	11.40
	北区 荒川区	11. 40
	板橋区	11, 40
	練馬区	11.40
	足立区 葛飾区	11. 40
	江戸川区	11. 40
	調布市	11. 12 11. 12
	町田市 狛江市	11. 12
	多摩市	11. 12
	八王子市	11, 05
	武蔵野市 三鷹市	11.05
	<u>二鳫巾</u> 青梅市	11. 05
	府中市	11. 05
	小金井市 小平市	11. 05
	日野市	11. 05 11. 05
	東村山市	11. 05
	国分寺市 国立市	11. 05 11. 05
	清瀬市	11. 05
	東久留米市	11. 05
	超城市 西東京市	11. 05 11. 05
	立川市	10.84
		10. 84
	昭島市 東土和市	
	東大和市	10.84
	東大和市 福生市 あきる野市	10. 84 10. 70 10. 70
	東大和市 福生市 あきる野市 日の出町	10. 84 10. 70 10. 70 10. 70
	東大和市 福生市 あきる野市 日の出町 武蔵村山市	10. 84 10. 70 10. 70 10. 70 10. 42
	東大和市 福生市 あきる野市 日の出町 武蔵村山市 羽村市 瑞穂町	10. 84 10. 70 10. 70 10. 70 10. 42 10. 42 10. 42
	東大和市 福生市 あきる野市 日の出町 武蔵村山市 羽村市 瑞穂町 奥多摩町	10. 84 10. 70 10. 70 10. 70 10. 42 10. 42 10. 42 10. 42
	東大和市 福生市 あきる野市 日の出町 武蔵村山市 羽村市 瑞穂町	10. 84 10. 70 10. 70 10. 70 10. 42 10. 42 10. 42

都道府県	市区町村	単価
神奈川県	鎌倉市	11. 05
	厚木市	11. 05
	相模原市 横須賀市	10. 84 10. 84
	藤沢市	10. 84
	逗子市	10.84
	三浦市 海老名市	10. 84 10. 84
	平塚市	10. 70
	小田原市	10. 70
	茅ヶ崎市 大和市	10. 70
	伊勢原市	10. 70
	座間市	10. 70
	<u>綾瀬市</u> 葉山町	10. 70 10. 70
	寒川町	10. 70
	愛川町 - 東野古	10. 70 10. 42
	秦野市 大磯町	10. 42
	二宮町	10. 42
	中井町	10. 42
	清川村 南足柄市	10. 42 10. 21
	山北町	10. 21
	箱根町	10. 21
新潟県	その他地域 新潟市	10. 00 10. 21
利加尔	その他地域	10. 21
富山県	富山市	10. 21
 石川県	その他地域 金沢市	10. 00
ロバボ	内灘町	10. 21
-	その他地域	10.00
福井県	福井市 その他地域	10. 21
山梨県	甲府市	10. 21
	南アルプス市	10. 21
	南部町 その他地域	10. 21 10. 00
長野県	長野市	10. 21
	松本市	10. 21
	塩 <u></u> 塩 <u> </u>	10. 21 10. 00
岐阜県	岐阜市	10. 42
	大垣市	10. 21
	多治見市 美濃加茂市	10. 21 10. 21
	各務原市	10. 21
	可児市	10. 21
静岡県	その他地域 静岡市	10. 00
H1.1m1.7K	浜松市	10. 21
	沼津市	10. 21
	三島市 富士宮市	10. 21 10. 21
	島田市	10. 21
	富士市	10. 21
	磐田市 焼津市	10. 21 10. 21
	掛川市	10. 21
	藤枝市	10. 21
	御殿場市 袋井市	10. 21
	裾野市	10. 21
	函南町	10. 21 10. 21
	清水町 長泉町	10. 21
	小山町	10. 21
	川根本町	10. 21
	森町 その他地域	10. 21 10. 00
愛知県	名古屋市	10.00 11.05
	刈谷市 豊田市	11. 05 11. 05
	<u>豆田巾</u> 知立市	10 70
	豊明市	10. 70
	みよし市	10.70
	岡崎市 一宮市	10. 42 10. 42
	瀬戸市	10. 42
	春日井市 津島市	10. 42 10. 42
	<u>海岛市</u> 碧南市	10. 42
	安城市	10. 42
	西尾市 犬山市	10. 42 10. 42
	江南市	10. 42
	稲沢市	10. 42
	尾張旭市 岩倉市	10. 42 10. 42
	日進市	10. 42
	愛西市	10. 42
	清須市 北名古屋市	10. 42 10. 42
	北名古屋市 弥富市	10. 42
	あま市 長久手市	10. 42 10. 42

都道府県	市区町村	単価 10 42
愛知県	大治町 蟹江町	10. 42
	豊山町	10. 42
	飛島村	10. 42
	豊橋市	10. 21
	半田市 豊川市	10. 21
	<u>室川巾</u> 蒲郡市	10. 21
	常滑市	10. 21
	小牧市	10. 21
	新城市	10. 21
	東海市 大府市	10. 21 10. 21
	知多市	10. 21
	高浜市	10. 21
	田原市	10. 21
	大口町 扶桑町	10. 21
	阿久比町	10. 21
	東浦町	10. 21
	武豊町	10. 21
	幸田町 設楽町	10. 21
	東栄町	10. 21
	豊根村	10. 21
	その他地域	10.00
三重県	津市	10. 42
	四日市市 桑名市	10. 42 10. 42
	鈴鹿市	10. 42
	亀山市	10. 42
	名張市	10. 21
	いなべ市 伊賀市	10. 21 10. 21
	木曽岬町	10. 21
	東員町	10. 21
	菰野町	10. 21
	朝日町	10. 21 10. 21
	川越町 その他地域	10. 21
滋賀県	大津市	10. 70
	草津市	10. 70
	栗東市	10. 70 10. 42
	<u>彦根市</u> 守山市	10. 42
	甲賀市	10. 42
	長浜市	10. 21
	近江八幡市	10. 21 10. 21
	<u>野洲市</u> 湖南市	10. 21
	高島市	10. 21
	東近江市	10. 21
	日野町	10. 21 10. 21
	竜王町 その他地域	10. 21
京都府	京都市	10. 70
	長岡京市	10. 70
	宇治市	10. 42 10. 42
	城陽市	10. 42
	向日市	10. 42
	八幡市	10. 42
	京田辺市	10. 42
	木津川市 大山崎町	10. 42 10. 42
	精華町	10. 42
	久御山町	10. 21
+ n= ÷	その他地域	10.00
大阪府	大阪市 守口市	11. 12 11. 05
	大東市	11. 05
	門真市	11. 05
	豊中市	10.84
	池田市 吹田市	10. 84 10. 84
	高槻市	10. 84
	寝屋川市	10.84
	箕面市 四格畷士	10.84
	四條畷市 堺市	10. 84 10. 70
	枚方市	10. 70
	茨木市	10. 70
	八尾市	10. 70
	松原市 摂津市	10. 70 10. 70
	高石市	10. 70
	東大阪市	10. 70
	交野市	10. 70
	岸和田市	10. 42
	泉大津市 貝塚市	10. 42
	泉佐野市	10. 42
	富田林市	10. 42
	河内長野市	10. 42
	和泉市	10. 42 10. 42
	柏原市 羽曳野市	10. 42
	藤井寺市	10. 42

都道府県 士區庭	市区町村	単価 10.40
大阪府	大阪狭山市 阪南市	10. 42 10. 42
	島本町	10. 42
	豊能町	10. 42
	能勢町	10. 42
	忠岡町 能取町	10. 42
	熊取町 田尻町	10. 42 10. 42
	岬町	10. 42
	太子町	10. 42
	河南町	10. 42
	<u>千早赤阪村</u> その他地域	10. 42
 兵庫県	西宮市	11. 05
7	芦屋市	11. 05
	宝塚市	11. 05
	神戸市	10. 84 10. 70
	尼崎市 伊丹市	10. 70
	川西市	10. 70
	三田市	10. 70
	明石市	10. 42
	猪名川町 姫路市	10. 42 10. 21
	加古川市	10. 21
	三木市	10. 21
	高砂市	10. 21
	稲美町	10. 21
	播磨町その他地域	10. 21 10. 00
 奈良県	奈良市	10. 00
×/N	大和郡山市	10. 42
	生駒市	10. 42
	大和高田市	10. 21
	天理市 橿原市	10. 21
	桜井市	10. 2
	御所市	10. 21
	香芝市	10. 21
	葛城市	10. 21
	宇陀市 山添村	10. 21 10. 21
	平群町	10. 2
	三郷町	10. 21
	斑鳩町	10. 21
	安堵町 川西町	10. 21 10. 21
	三宅町	10. 2
	田原本町	10. 21
	曽爾村	10. 21
	明日香村	10. 21
	上牧町 王寺町	10. 21 10. 21
	広陵町	10. 2
	河合町	10. 21
소미 하는 나 나의	その他地域	10.00
和歌山県	和歌山市 橋本市	10. 42 10. 42
	その他地域	10.00
鳥取県	全域	10.00
島根県	全域	10.00
岡山県	岡山市 その他地域	10. 21
広島県	広島市	10. 70
	府中町	10. 70
	東広島市	10. 2
	世日市市 海田町	10. 2
	海田町 熊野町	10. 2
	坂町	10. 2
<u>, </u>	その他地域	10.00
山口県	周南市	10. 2
徳島県	その他地域 徳島市	10. 00
ᄍᅋᄱ	その他地域	10. 2
香川県	高松市	10. 2
五节中	その他地域	10.00
<u>愛媛県</u> 高知県		10. 00 10. 00
尚知県 福岡県	<u>全</u> 吸 福岡市	10.00
17	春日市	10. 70
	大野城市	10. 42
	太宰府市	10. 42
	福津市 糸島市	10. 42 10. 42
	那珂川市	10. 42
	粕屋町	10. 42
	北九州市	10. 2
	飯塚市	10. 2
	筑紫野市 古賀市	10. 2
	その他地域	10.00
佐賀県	全域	10.00
長崎県	長崎市	10. 21
熊本県	その他地域 全域	10.00
_{熊本県} 大分県	主	10.00
<u> </u>	全域	10.00
	A 1-15	
<u> </u>	全域 全域	10.00

別紙③裏面

事業所名等:

社会福祉法人 〇〇会

0000ケアセンター

職位・役職	職責	任用要件	給与 (常勤・月給)	給与 (非常勤・時給)
上級 へ ルパー (主任)	高度は耒務の逐行 他の分業員への投道	●年以上 介護福祉士 介護職員実務者研修修了	常勤(月給) •基本給 ●●●円~ •経験手当 +●●円 •役職手当 +●●円	非常勤 (時給) • ● ● 円 • 経験手当 + ● ●円
中級ヘルパー		●年以上 介護職員実務者研修修了	常勤(月給) ・基本給 ●●●円~ ・資格手当 +●●円	非常勤(時給) • ● ● 円 • 資格手当 + ● ● 円
初級ヘルパー	通常の介護業務	入社時~ 介護職員初任者研修修了	常勤(月給) •基本給 ●●●円~ •資格手当 +●●円	非常勤(時給) • ● ● 円 • 資格手当 + ● ●円

注「任用要件」欄に記載の勤続年数又は研修の受講状況に応じて昇給するものとし、職位に応じた給与を支給する。

「給与」欄に記載のない手当として、通勤手当(●●円)、研修受講手当(●●円)を支給する。

また、介護職員等処遇改善加算の加算額は、経験手当・資格手当への上乗せとして、1人当たり●●円~●●円の範囲内で配分する。

(研修計画)

- 個別の希望に基づく研修計画を作成し、年●回以上●●研修をオンラインで受講。
- 上記の他、月2回ランチミーティングを行い、ケアの向上に資する業務の中での気づきの共有やお互いへのフィードバックを行う。
- 実務経験が●年以上の介護職員が●年目までに実務者研修を受講した場合、受講費用の補助として、●●万円を支給。